

告示

埼玉県告示第百七十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）
第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、埼玉県東松山県土整備事務所において縦覧に供する。

令和七年三月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 白石地区

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三十一号までを順次結んだ線及び標柱
三十一号と標柱一号を結んだ線によって囲まれた区域

標柱番号	市町村	大字	字	地番
一	東秩父村	白石	茗ヶ沢	九四一番
二	同	同	同	九四一番
三	同	同	同	九四二番一
四	同	同	同	九四二番二
五	同	同	同	九四二番二
六	同	同	同	九四二番二
七	同	同	同	九四二番一
八	同	同	同	九四二番一
九	同	同	同	九四〇番一
十	同	同	同	九四二番一
十一	同	同	同	九四〇番一
十二	同	同	同	九四〇番一
十三	同	同	同	九四〇番一
十四	同	同	同	九三〇番一

[illegible]